

改正

令和元年5月10日告示第12号

令和3年3月19日告示第126号

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策への市民の意識向上を促すことにより、再生可能エネルギー等の地域資源の活用を推進するため、市民共同発電所事業を行う公益的団体に対し、予算の範囲内において奈良市市民共同発電所事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設 市内に存する教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、自治会館その他の公益に供する施設であつて、公共施設を除くもの
- (2) 公益的団体 営利を目的としない団体であつて特定非営利活動法人、公益法人、市民団体、自治会等、学校法人、社会福祉法人その他公益を目的とする事業を行うもの
- (3) 市民共同発電所事業 公益的施設における活動に必要な電力エネルギーを供給するための太陽光発電設備及び蓄電池設備を市民等からの寄附金又はこれに準じるものとして市長が認めるもの（以下「寄附金等」という。）を募り設置する事業
- (4) 環境教育活動 太陽光発電設備を活用して実施する環境学習等の活動であつて、地域住民等の地球温暖化防止及び環境保全に対する意識の醸成に資するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的団体であつて、公益的施設において市民共同発電所事業を実施することができる能力を有し、かつ、環境教育活動の実施により市民による地域活動の活性化に寄与することができる者であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所等を有している団体であること。
- (2) 定款又はこれに類する規約等を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。

- (4) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (5) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）でないこと。この場合において、公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は管理者又は占有者が、公益的施設の所有者でないものが交付を受ける場合は所有者が暴力団等でないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民共同発電所事業であって、事業実施のための市民等からの寄附金等の総額が、第6条の補助対象経費の10分の1以上であり、かつ、寄附金等を支出した者の総数が10以上であることとする。この場合において、自治会等にあつては、地域活動により得た収益を寄附金等の額とみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき補助金の交付を受けた太陽光発電設備又は蓄電池設備が既に設置されている公益的施設は、補助対象外とする。

（補助対象設備）

第5条 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる設備であつて、設置の時点において未だ使用に供していないものとする。

- (1) 太陽光発電設備で次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 公益的施設と連系し、発電する電力が主として当該公益的施設において使用されるものであること。
 - イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が4.0キロワットを超える規模のものであること。
 - ウ 電力会社と系統連系するものであること。
 - エ 発電量の表示板等を公衆の見やすい場所に設置する等、太陽光発電に関する環境教育活動に適したものであること。
- (2) 蓄電池設備で次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。
 - イ 日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているものであること。

ウ 蓄電容量が4.0キロワット時を超える規模のものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含まない。）のうち次に掲げるものとする。

- (1) 本工事費
- (2) 付帯工事費(補助対象事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。)
- (3) 補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）
- (4) 事務経費（寄附金等を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等で、補助対象経費の5パーセントを上限とする。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から第4条第1項に規定する寄附金の額及び本市以外の補助制度を利用し交付を受ける補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。

(事業計画書)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良市市民共同発電所事業計画書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 事業実施予定箇所の位置図
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施予定箇所が確認できるように2方向から撮影したもの）
- (4) 補助対象設備の仕様書
- (5) 補助対象事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 太陽電池モジュールを土地及び建築物に設置する場合にあっては、当該土地及び建築物に係る登記事項証明書、固定資産税に係る公課証明書その他所有者を確認できる書類の写し
- (7) 公益的施設の所有者等の承諾書（太陽光発電設備設置、電力会社との電力受給契約及び余剰電力の販売契約の締結並びに補助事業に係る証拠書類等の提供の承諾）。ただし、補助金の交付を受けようとする者が公益的施設の所有者である場合は、この限りではない。
- (8) 公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合にあっては、当該施設を管理又は占

有する権限を有することを証する書類の写し

(9) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）（公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）

2 前項に掲げる事業計画書の提出があった場合は、市長は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第2条の規定に基づき設置する奈良市市民共同発電所事業者選定委員会の審査に付し、その結果を奈良市市民共同発電所事業採択等通知書（別記第3号様式）により事業計画書の提出者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第2項の通知を受けた日から市長の定める期日までに奈良市市民共同発電所事業補助金交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 国等の補助制度を併用する場合にあっては、その申請書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助対象事業の内容に照らし必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

（補助金の交付決定等の通知）

第10条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、奈良市市民共同発電所事業補助金交付等決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第11条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条の規定に基づいて市長の付した条件に従い市長の承認を得ようとする場合は、奈良市市民共同発電所事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の20パーセント以内の経費の配分の変更であって、補助金の交付申請金額を上回らないもの

(2) 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下第3位以下を切り捨てた値）の増減が20パーセント以内のもの

(3) 変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの

(変更等の承認)

第12条 市長は、前条第1項の変更の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、奈良市市民共同発電所事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、奈良市市民共同発電所事業実績報告書（別記第8号様式）を、補助対象事業の完了した日の翌日から市長が別に定める期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象事業に要した費用に係る支出についての領収書その他証拠書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）
- (4) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し
- (5) 国等の補助金の交付決定通知書の写し（国等の補助制度を併用した場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助対象事業の内容に照らし必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ奈良市市民共同発電所事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定により補助金交付の確定通知を受けた補助事業者は、奈良市市民共同発電所事業補助金交付請求書（別記第10号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(環境教育活動の報告等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度から5年間において、1年度当たり1以上の環境教育活動を行わなければならない。

2 補助事業者は、翌年度の4月末日までに、当該年度に実施した環境教育活動の内容を奈良市市民共同発電所事業環境教育活動報告書(別記第11号様式)により市長に報告しなければならない。

(維持管理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、補助対象設備を維持管理するものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、前条の期間が経過する前において、補助金の交付を受けた補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ奈良市市民共同発電所事業補助金に係る財産処分承認申請書(別記第12号様式)を市長に提出し、かつ、その承認を得なければならない。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月3日から施行する。

附 則 (令和元年5月10日告示第12号)

この告示は、令和元年5月10日から施行する。ただし、第5条第2号イの改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日告示第126号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第8条関係）

奈良市市民共同発電所事業計画書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

提出者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

市民共同発電所事業を行いたいので、次のとおり関係書類を添えて提出します。

関係書類

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 事業実施予定箇所の位置図
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施予定箇所が確認できるように2方向から撮影したもの）
- (4) 補助対象設備の仕様書
- (5) 補助対象事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 太陽電池モジュールを土地及び建築物に設置する場合にあっては、当該土地及び建築物に係る登記事項証明書、固定資産税に係る公課証明書その他所有者を確認できる書類の写し
- (7) 公益的施設の所有者等の承諾書（太陽光発電設備設置、電力会社との電力供給契約及び余剰電力の販売契約の締結並びに補助事業に係る証拠書類等の提供の承諾）。ただし、補助金の交付を受けようとする者が公益的施設の所有者である場合は、この限りではない。
- (8) 公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合にあっては、当該施設を管理又は占有する権限を有することを証する書類の写し
- (9) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）（公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）

1 事業の概要

事業の名称		
事業の目的及び内容		
事業を実施する施設 (太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、環境教育活動を実施する場所)	名 称	
	所 在 地	
	種類 (使用目的)	
事業を実施する施設の所有者、管理者又は占有者 (当該施設の管理等に関する権限を有する者)	区 分	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者
	氏名又は名称	
	代 表 者 名	
	住 所	
設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (小数点以下第3位以下切り捨て)		
設置する蓄電池設備の蓄電容量 (小数点以下第3位以下切り捨て)		
太陽光発電設備等設置工事の着工及び竣工予定年月日	着工： 年 月 日 竣工： 年 月 日	
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	① 補助事業総額	円
	② 寄附金等	円
	③ 補助制度による補助金	円
	④ ①－②－③	円
	⑤ ④×1/2 (1,000円未満切捨て)	円
	⑥ 補助金交付申請予定額	円
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額 (補助金の算定根拠を示すこと。)		

2 団体に関する事項

団 体 名		代 表 者 名	
団 体 の 所 在 地	〒	電 話 番 号	
組 織	(役職員)	(団体構成員)	
団体としてのこれまでの地域活動の実績			
団体としての今後の活動予定			

3 補助対象事業の収支予算

収入	科 目	金 額	内 訳
	寄 附 金 等	円	寄附金等を支出した者の総数 者
	合計金額に対する割合	%	
	補助制度による補助金	円	
	自 己 負 担 金	円	
	合 計	円	
支出	工 事 費	円	
	機 器 装 置 等 購 入 費	円	
	事 務 経 費	円	
	合 計	円	

※1 収入及び支出の合計が一致していること。

※2 工事費：本工事費及び付帯工事費（補助対象事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）

機器装置等購入費：補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）

事務経費：寄附金等を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等で、補助対象経費の5パーセントを上限とする。

4 環境教育活動

公益的施設について	施設の建築時期	
	定員等(施設規模)	
	施設概要	
環境教育活動について	活動場所	
	頻度・規模	
	内容	
環境学習に使用する太陽光発電の表示板等について	設置予定場所	
	表示板等の大きさ	
太陽光発電の普及啓発に関する活動について	ホームページ、 広報誌等による 広報の内容・ 頻度・規模等	
	イベント、見学会等の 内容・頻度・規模等	
	その他の内容・ 頻度・規模等	

第2号様式（第8条関係）

市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書

奈良市市民共同発電所事業補助金の交付に係る申請に当たり、私又は私が代表を務める団体の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第3条第6号に該当するか否かの確認について、奈良県警察本部及び奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者名

(ふりがな) :
代表者氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :

《法人格を有する団体の場合：役員情報》

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :

第3号様式（第8条関係）

奈良市市民共同発電所事業採択等通知書

第 号
年 月 日

提出者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者名

様

年 月 日付けで提出のあった奈良市市民共同発電所事業計画書に係る市民共同発電所事業については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

奈良市長



決定内容	採択・不採択
事業の名称	
公益的施設の名称	
公益的施設の所在地	
不採択の理由	

第4号様式（第9条関係）

奈良市市民共同発電所事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により奈良市市民共同発電所事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
補 助 金 の 申 請 金 額			円
補助事業等の完了予定年月日			
添 付 書 類		(1) 国等の補助制度を併用する場合には、その申請書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの	
※ 主 務 課 長 の 意 見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

1 事業の概要

事業の名称		
事業の目的及び内容		
事業を実施する施設 (太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、環境教育活動を実施する場所)	名称	
	所在地	
	種類(使用目的)	
事業を実施する施設の所有者、管理者又は占有者(当該施設の管理等に関する権限を有する者)	区分	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者
	氏名又は名称	
	代表者名	
	住所	
設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下第3位以下切り捨て)		
設置する蓄電池設備の蓄電容量(小数点以下第3位以下切り捨て)		
太陽光発電設備等設置工事の着工及び竣工予定年月日	着工： 年 月 日 竣工： 年 月 日	
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	①	補助事業総額 円
	②	寄附金等 円
	③	補助制度による補助金 円
	④	①－②－③ 円
	⑤	④×1/2(1,000円未満切捨て) 円
	⑥	補助金交付申請額 円
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額(補助金の算定根拠を示すこと。)		

2 団体に関する事項

団 体 名		代 表 者 名	
団 体 の 所 在 地	〒	電 話 番 号	
組 織	(役職員)	(団体構成員)	
団体としてのこれまでの地域活動の実績			
団体としての今後の活動予定			

3 補助対象事業の収支予算

収入	科 目	金 額	内 訳
	寄 附 金 等	円	寄附金等を支出した者の総数 者
	合計金額に対する割合	%	
	補助制度による補助金	円	
	自 己 負 担 金	円	
	合 計	円	
支出	工 事 費	円	
	機 器 装 置 等 購 入 費	円	
	事 務 経 費	円	
	合 計	円	

※1 収入及び支出の合計が一致していること。

※2 工事費：本工事費及び付帯工事費（補助対象事業の実施に必要不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）

機器装置等購入費：補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）

事務経費：寄附金等を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等をいう。ただし、補助対象経費の5パーセントを上限とする。

4 環境教育活動

公益的施設について	施設の建築時期	
	定員等(施設規模)	
	施設概要	
環境教育活動について	活動場所	
	頻度・規模	
	内容	
環境学習に使用する太陽光発電の表示板等について	設置予定場所	
	表示板等の大きさ	
太陽光発電の普及啓発に関する活動について	ホームページ、 広報誌等による 広報の内容・ 頻度・規模等	
	イベント、見学会等の 内容・頻度・規模等	
	その他の内容・ 頻度・規模等	

奈良市指令 第 号

申請者
 住所又は所在地
 氏名又は団体名
 及び代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった奈良市市民共同発電所事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長 印

決定内容		交付・不交付	
補助年度	年度	補助金の名称	奈良市市民共同発電所事業補助金
交付決定金額		円	
交付の条件		(1) 補助対象事業の内容、補助対象経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を得ること。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。	
不交付の理由			

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第6号様式（第11条関係）

奈良市市民共同発電所事業変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
変更等の内容 （変更の場合 は変更前後を 対照させるほ か、具体的に記 述すること。）			
変更又は中止 （廃止）の理由			
変 更 又 は 中 止 （ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第7号様式（第12条関係）

奈良市市民共同発電所事業変更（中止・廃止）承認通知書

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者名 様

年 月 日付けで提出のあった奈良市市民共同発電所事業変更（中止・廃止）については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長



指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈 良 市 指 令 第 号
承認・不承認の別	承認します ・ 承認しません		
交付決定変更の内容			
条件			
備考			

（宛先）奈良市長

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

奈良市市民共同発電所事業実績報告書

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた事業について、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
事業の着手及び完了年月日	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交 付 決 定 額			円
既 交 付 金 額			円
経 費 精 算 額			円
添 付 書 類	(1) 補助対象事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し (2) 補助対象事業に要した費用に係る支出についての領収書その他証拠書類の写し (3) 補助対象事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真） (4) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し (5) 国等の補助金の交付決定通知書の写し（国等の補助制度を併用した場合に限る。） (6) その他市長が必要と認めるもの		
※報告事項審査結果 （主務課長）			

注 ※印の欄は記入しないこと

1 事業の概要

事業の名称		
事業の目的及び内容		
事業を実施した施設 (太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、環境教育活動を実施する場所)	名称	
	所在地	
	種類(使用目的)	
事業を実施した施設の所有者、管理者又は占有者(当該施設の管理等に関する権限を有する者)	区分	所有者・管理者・占有者
	氏名又は名称	
	代表者名	
	住所	
設置した太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下第3位以下切り捨て)		
設置する蓄電池設備の蓄電容量(小数点以下第3位以下切り捨て)		
太陽光発電設備等設置工事の着工及び竣工年月日	着工： 年 月 日 竣工： 年 月 日	
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	① 補助事業総額	円
	② 寄附金等	円
	③ 国等の補助制度による補助金	円
	④ ①-②-③	円
	⑤ ④×1/2(1,000円未満切り捨て)	円
	⑥ 補助金交付額	円
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額(補助金の算定根拠を示すこと。)		

2 補助対象事業の収支決算

収入	科 目	金 額	内 訳
	寄 附 金 等	円	寄附金等を支出した者の総数
合計金額に対する割合		%	
国等の補助制度による補助金	円		
自 己 負 担 金	円		
合 計		円	
支出	工 事 費	円	
	機 器 装 置 等 購 入 費	円	
	事 務 経 費	円	
	合 計	円	

※1 収入及び支出の合計が一致していること。

※2 工事費：本工事費及び付帯工事費（補助対象事業の実施に必要不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）

機器装置等購入費：補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）

事務経費：寄附金等を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等で、補助対象経費の5パーセントを上限とする。

第9号様式（第14条関係）

奈良市市民共同発電所事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者名 様

年 月 日付けで実績報告のあった奈良市市民共同発電所事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

奈良市長



指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈 良 市 指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈 良 市 市 民 共 同 発 電 所 事 業 補 助 金
交 付 決 定 金 額	円		
経 費 精 算 額	円		
交 付 確 定 金 額	円		

第10号様式（第15条関係）

奈良市市民共同発電所事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）奈良市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者名

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
補助金等の既交付金額及び交付年月日			円
交 付 請 求 金 額			円
未 交 付 金 額			円
添 付 書 類			

第11号様式（第16条関係）

奈良市市民共同発電所事業環境教育活動報告書

年 月 日

（宛先）奈良市長

報告者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付け奈良市指令 第 号にて補助金交付の決定を受けた事業について、次のとおり環境教育活動を実施しましたので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により報告します。

環境教育活動の状況	(資料等がある場合は、別に添付してください。)
広報誌・ホームページ等への掲載状況	(資料等がある場合は、別に添付してください。)
その他環境教育活動に関して参考となる事項	
備考	

第12号様式（第18条関係）

奈良市市民共同発電所事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

奈良市市民共同発電所事業補助金により取得した次の財産を処分したいので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第18条の規定により申請します。

1 処分しようとする財産

	型 式 名	メ ー カ ー 名	補助交付決定日及び 交 付 決 定 番 号
太陽光発電設備			
蓄電池設備			

2 処分の内容

3 処分理由

4 処分子定年月日